

事 調 第 1480 号  
令和2年(2020年)3月24日

各(総合)振興局産業振興部長  
〃 地域産業担当部長 様

農政部農村振興局事業調整課長

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた農林水産省直轄工事及び業務の今後の対応について

このことについて、農林水産省農村振興局整備部設計課長から別紙のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、各(総合)振興局発注工事(業務)においても引き続き国に準じ、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた工事及び業務の一時中止措置等の解積」及び「検査、打合せ等の対応」について(3月4日付け事調第1320号)のほか、資機材の調達ができないなどの事情で現場の施工を継続することが困難となった場合についても、受注者の責めに帰することができないものとして取り扱うものとし、別途通知を行うまでの間、受注者(受託者)が一時中止措置等の意向を有する場合については、感染拡大防止に向けた取組状況、従業員の状況、受注者(受託者)や施工場所が所在する地方公共団体からの活動自粛要請など、事情を個別に確認した上で、契約書に基づき、一時中止や設計図書等の変更を行うものとします。

〔 事業契約グループ 〕  
〔 設計施工グループ 〕